



3月24日に行われた行政改革懇談会委員会議

普代村第4次行財政改革大綱・同プログラムの見直しは、このほど総務省から「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」が示され、行政改革大綱の見直しと「集中改革プラン」の公表に取り組むよう求められたことなどから実施したものです。大綱の一部見直しは村長、助役、課長

などで構成する行政改革推進本部会議で検討され、民間の委員で構成する行政改革懇談会で、3月24日決定したものです。実施期間は、総務省の指針で示された「集中改革プラン」の策定との整合から、これまで取り組んできた第4次行財政改革大綱（平成16年度～19年度）を平成17年度から21年度までの5年間としたものです。見直しの内容は、定員管理の適正化計画について、

村では多様化する行政需要に対応し、村の活性化と住民福祉の向上を図るため、昭和60年以来、3次にわたる行財政改革大綱に基づき改革を進めてきました。そのような中で現在、村の財政状況は、三位一体改革や景気低迷の影響を受け、地方交付税や税収の落ち込みなどにより、非常に厳しい財政状況になつていまます。また、かつてのよう

な歳入の伸びが期待できない中で、急速な人口の高齢化に伴う経費の増加なども予測されます。

行財政改革は、行政が積極的に改革に取り組むのはもちろんですが、村民の皆さんとの協働により、村全体で改革を推進することが重要です。村民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

行財政改革

大綱を一部見直し

このほど村は、「普代村第4次行財政改革大綱・同プログラム」を見直しました。実施期間は平成17年度から21年度までの5年間。この大綱を基にこれから村では、普代村総合発展計画に掲げる「地域資源を活かし、自立する村づくり」を着実に推進するため、新たな改革の視点をもつて、行財政改革に取り組んでいきます。

退職者数と採用者数の見込みを示し、平成17年4月1日で74人の職員数を、平成22年4月1日までの5年間で13人削減し、4人を採用、トータルで9人（12・2%）削減する数値目標に見直しました。

行財政改革の経過

- ・普代村行財政改革大綱（昭和60年12月策定）
計画期間：期間は定めていない
- ・普代村行財政改革大綱（第2次）（平成8年3月策定）
計画期間：平成8年度～12年度の5年間
- ・普代村行財政改革大綱（第3次）（平成12年5月策定）
計画期間：平成12年度～15年度の5年間